



宮 崎 県 公 報

平成22年1月4日(月曜日)第2147号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁	選挙管理委員会告示
○公の施設の指定管理者の指定…………… (建築住宅課) 1	1	○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正…………… 1

告 示

宮崎県告示第1号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年宮崎県条例第25号)第75条第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成22年1月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
 県営三ツ瀬団地
 県営野田団地
 県営塩浜団地
 県営野田第二団地
 県営一ヶ岡団地
 県営共栄団地
 県営昭和団地
 県営浜町団地
 県営大貫東団地
 県営土々呂団地
 県営希望ヶ丘団地
 県営塩浜南団地
 県営塩浜西団地
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 延岡宅地建物取引業協同組合
 理事長 甲 斐 正 幸
 宮崎県延岡市出北二丁目5番地12号
- 3 指定の期間
 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第1号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設(平成18年宮崎県選挙管理委員会告示第65号)の一部を次のように改正する。

平成22年1月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧中「(平成21年8月5日現在)」を「(平成21年12月2日現在)」に

改め、

「	大崩研修棟	〃	北川町川内名 10457番地 1	100	」
---	-------	---	------------------	-----	---

の次に

「	延岡市北方勤労者体育センター	〃	北方町川水流卯95番地 1	718	」
	延岡市北浦体育館	〃	北浦町古江1930番地	400	
	延岡市北川体育館	〃	北川町川内名7330番地	600	

を加える。